

外国送金をご利用いただくお客さまへのお願い

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対策は、犯罪者やテロ組織等への資金流入を未然に防止する為、日本及び国際社会が取り組むべき課題として、これまでになく重要性が高まっています。

名古屋銀行では、外国為替及び外国貿易法（外為法）や米国 OFAC 規制（注1）などの世界各国の法令や規制に基づく経済制裁措置や犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策を適切に実施する観点から、外国送金について、次の通りの対応を行っております。お客さまにはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

次に掲げる外国送金はお取扱いできません。

- ①現金による取引（ご依頼の直前に口座に入金した現金もお取扱いできない場合があります）
- ②名古屋銀行で預金口座をお持ちでないお客さまとの取引
- ③正当な目的があると認められない取引
- ④法令や公序良俗に反する行為に基づくものである、もしくはそのおそれがあると認められる取引
- ⑤仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与する取引

取扱いの際に次の確認をさせていただく場合があります。

- ①名古屋銀行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない時は、その正当性が分かる確認資料のご提示、ご説明をお願いする場合があります。
- ②送金理由や送金の相手方が確認できる資料（請求書、契約書、インボイス、船積書類、輸出または輸入許可通知書、原産地証明書、送金関係者とのご関係に関する資料など）のご提示、ご説明をお願いする場合があります。

ご協力をお願いします。

- ①届出の住所や電話番号に変更があった際は、速やかにお手続きをお願い致します。
- ②ご本人を確認する書類の提示をお願いする場合があります。

確認資料のご提示にご協力いただけない場合やご提示いただいた内容によっては、送金をお断りする場合があります。また、必要なご説明や書面の提示を受けた場合におきましても、お受けするまでに時間がかかる場合があります。

詳しくは、名古屋銀行の店舗窓口へお問合せください。

（注1）米国 OFAC 規制

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。OFAC 規制は、米国人・米国法人・在米の外国人及び外国法人に適用され、日本国内における取引でも、規制対象となります。

個人・団体では、送金人、受取人、輸入者、輸出者、取引に関与する銀行・船会社・航空会社などが、国・地域では、原産地、船積地、荷揚地などが該当します。

お客さまの取引が規制に該当した場合、その後のお取引に支障が生じる可能性があります。